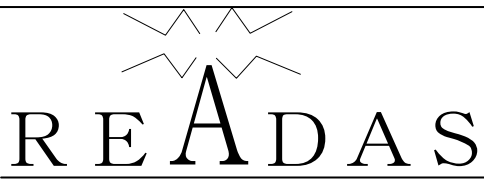


第 4702 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 4月 4日 木曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

信用保証料率割引制度

Q：この4月から、信用保証料率割引制度がスタートされているようですが、どのような制度なのですか？

A：「中小会計要領」に従って書類を作成している旨を税理士等が証明した確認書を信用保証協会に提出すれば、保証料率が0.1%割り引かれるという制度です。

【解説】

信用保証料率割引制度とは、平成24年2月に策定された「中小会計要領」を普及させるために設けられた制度で、平成25年4月から3年間、中小企業の信用保証料率を0.1%割り引くというものです。

この制度は、全国の信用保証協会52協会を取り扱う融資が対象となり、この制度の適用を受けるには、「中小会計要領」に従って書類を作成している旨を税理士等が証明した確認書を信用保証協会に提出する必要があります。

本割引制度の対象となる信用保証制度は、一般の保証などの責任共有制度対象かつ料率弾力化された保証（特定社債保証、一括支払契約保証を除く）で、セーフティネット保証等、特定の政策目的により設けている保証制度は対象外となります。

平成28年3月末までに申し込んだ分について適用されます。

なお、本割引制度の開始に合わせて、これまで実施していた「中小企業の会計に関する指針」採用企業に対する保証料率の割引は、平成25年3月末の申し込みをもって終了になりました。

